

## 電子帳簿保存法 個別相談会のご案内

電子取引について電子帳簿保存法に対応した保存が、当初予定の令和4年1月から2年間の有  
効期間が設けられ、令和6年1月より“完全”義務化されます。企業が対応すべき範囲は想像以  
上に広く、取引先からメールなどに添付されて送られてきた請求書のPDFファイルやEDIシ  
ステムで授受されたデータは、必ず電子データで法令要件に従って管理することが必要となりま  
す。

この個別相談会では専門家が事業者の皆様の疑問やご相談に直接お答えいたします。正確な知  
識を身につけて、令和5年までに義務化対応準備を進めていただきたいと思います。

【相 談 員】 東海税理士会島田支部 会員税理士

【対 象】 中小・小規模事業者（会員・非会員問わず） **参加費は無料**

【開 催 日】 令和5年9月25日（月）・10月23日（月）・11月21日（火）

【開 催 時 間】 【午前の部】 9時～12時  
【午後の部】 13時～16時  
※1事業者60分程度 ※要予約

【開 催 会 場】 島田商工会議所 3階 第2会議室

【相 談 内 容】 電子帳簿保存法の概要・対策等

【相 談 時 間】 相談時間は原則60分です。相談は予約制で先着順とさせていただきます。  
ご希望の時間に添えない場合がございますが、予めご了承ください。

【問 い 合 せ】 島田商工会議所 TEL 0547-37-7155

【申 込 方 法】 下記、申込用紙にご記入の上、FAXにてお申込みください。

(島田商工会議所 行) FAX 0547-37-5250 (切り取らずそのままFAX)

事業所名			
電話番号		担当者名	
相談希望 日 時	□9月25日(月) □10月23日(月) □11月21日(火) □9時～ □10時～ □11時～ □13時～ □14時～ □15時～		

※本申込みにご記入いただきました情報につきましては、個別相談の実施・運営に係わる利用者の把握、名簿作成、その他当所事業に関する情報提供の目的のみ利用します。

